

教育委員協議会 次第

日 時 平成 25 年 12 月 5 日（木） 15:30～17:30

場 所 教育委員室

1 協 議

(1) 県立高等学校再編振興計画策定にあたっての基本的な考え方について

(2) その他

< 配付資料 >

- 資 料 1 県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方
- 補足資料 1 県立高等再編振興に関する報告の概要
- 補足資料 2 旧学区別中学卒業生数の推移等
- 補足資料 3 高等学校入学者の状況
- 補足資料 4 平成 25 年度県立高等学校募集学級別学校一覧等
- 補足資料 5 高等学校における進路の状況等
- 補足資料 6 津波浸水域の県立高等学校一覧
- 補足資料 7 高等学校教育に係る国の動向について

平成 25 年 12 月 5 日 (木)

教育委員協議会 資料 1

県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方について

県立高等学校再編振興検討委員会報告書

I 県立高等学校の現状と課題

1 県立高等学校の状況

＜省略＞

2 県立高等学校の課題への対応

(1) 生徒数の減少

今後も生徒数の減少が続くことから、このままでは学校の小規模化が更に進んでいく。小規模校では、生徒一人一人に目が届きやすく、個に応じた教育的な支援を行うことができるといった利点がある。一方で、生徒数や教員数が少ないことから、教科等の選択幅の確保、学校行事や部活動などの社会性を育む集団活動の場の保障、学校内の研修を通じた教員の教科指導力の向上など、教育の質の保証への影響が危惧される。そこで、これらの課題を解消する取組を行い、一定水準の高等学校教育を提供する教育環境を整えなければならない。

高知市及びその周辺地域には、公立・私立の大きな規模の高等学校が多く、また、この地域の学校には県内全域からの入学希望者が集まっている。今後も、高知市及びその周辺地域の学校に入学者の集中が続けば、その他の地域にある学校の生徒数が更に減少し、学校運営に影響することが予想される。したがって、県全体のバランスを考慮した学校・学科の規模と配置の在り方が重要になる。

県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方

1 県立高等学校の現状と課題に対する考え方

(1) 生徒数の減少

＜現状と課題＞【補足資料 2、4 参照】

- 中学校卒業生数は、平成 25 年 3 月では 6,781 人であり、平成 34 年 3 月には約 1,000 人減少すると予測される。
- 定員充足率は、旧高知学区では 90% を超える状況であるが、他の旧学区では低い状況である。
- 1 校当たりの入学定員による平均学級数は、平成 25 年度は 4.0 学級であるが、現在の学校数を維持すれば更に学校が小規模化する。

＜課題に対する考え方＞

- 小規模校では、生徒数や教員数が少ないことから、教科・科目の選択肢の確保、学校行事や部活動などの社会性を育む集団活動の保障、校内研修による教員の教科指導力の向上など、教育の質の保証に課題がある。このため、ICT の活用など課題を解消する取組を行い、一定水準の高等学校教育を提供する教育環境を整える。

新 生徒数が大幅に減少する中、教育内容を維持、充実していくためには、多様な教育活動ができる適正規模を維持していくことが必要であることから、学校の統合を視野に入れた計画的な再編振興を行う。

- 高知市には、公立・私立の大きな規模の高等学校が多く、県内全域からの入学希望者が集まっている。今後も、これらの学校に入学者の集中が続けば、高知市の周辺地域にある学校の生徒数が更に減少し、学校運営に影響することが予想される。したがって、県全体のバランスを考慮した学校・学科の配置に取り組む。

(2) 進路の保障

平成23年度の大学等への進学率^{注1}は、44.7%（全国は53.5%）となっている。また、公立高等学校の新規卒業者の国公立大学への進学者数は、平成15年度の303人から平成23年度には490人となっているが、この生徒の1年次での国公立大学への進学希望者数は、約1,500人（高知県進学協議会が実施した学習支援テストの学習状況アンケート結果による）であり、生徒の進学希望を十分には実現できていない状況がある。

就職内定率^{注2}は、平成15年度の81.3%から平成23年度には93.8%と上昇しているが、平成23年3月卒業生徒の県内での就職1年後の離職率は、26.5%（全国は20.8%）と高くなっており、在学中の職業観等の育成に課題がある。

このことから各学校は、地域の実態や生徒の実情などを考慮したうえで果たすべき役割を見極め、生徒の多様な進路希望や地域・保護者の期待に応えなければならない。

（注1）国公立及び私立の高等学校を含み、通信制を含まない。

（注2）通信制を含まない。

(3) 多様な学習形態

高等学校等への進学率が98%を超え、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などが入学しており、生徒の多様化に対応できる学校の設置、教育システムの見直し、指導方法の改善など、学ぶ意欲のある生徒に教育機会を保障するための支援体制を整えることが必要である。

(4) 社会環境の変化

社会環境が大きく変化している中で、高等学校には、その社会的環境変化に対して柔軟に対応できる人材の育成が求められている。そこで、生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てる（キャリア教育）という視点に立ち、地域や産業界、大学等と密接に連携することが必要である。

(2) 進路保障

<現状と課題>【補足資料5参照】

- 平成24年度の大学等への進学率は、44.4%（全国は53.2%）である。また、公立高等学校の新規卒業者の国公立大学への進学者数は、平成15年度の303人から平成24年度には514人となった。
- 就職内定率は、平成15年度の81.3%から平成24年度には95.9%と上昇しているが、平成24年3月卒業生徒の県内での就職1年後の離職率は、20.6%（全国は19.6%）となっている。
- 新 平成24年度から実施している全国レベルの学力定着把握検査では、「卒業後仕事等をやるうえで支障が出ることが多い」、「義務教育段階の学力が十分ではない」と判定される層に属する生徒の割合が県全体で平成24、25年度ともに50%弱程度となっている。

<課題に対する考え方>

- 高等学校では、生徒の学力はもとより、キャリア教育を通して、社会性や協調性、創造力や課題解決能力などを身に付けさせることで、社会的・職業的自立に必要な力を高め、将来の自己実現につなげることが重要である。

各学校は、地域の実態や生徒の実情などを考慮したうえで、生徒の多様な進路希望や地域・保護者の期待に応える取組を推進する。

新 学力定着把握検査等を活用して学力や学習状況の実態を把握、分析し、効果的な授業実践や家庭学習の習慣化に向けた指導方法の改善に取り組む。

こうした取組を通して、より多くの生徒が国公立大学等への進学を実現できるように学力を保証する取組を推進するとともに、義務教育段階で学習した基礎学力が定着していない生徒も多くみられることから、こうした生徒に対して、高等学校において義務教育段階の学習内容について学び直しのプログラムを実施する。

(3) 多様な学習形態

<現状と課題>【補足資料5参照】

- 本県の高等学校の中途退学率は、全国に比べて高くなっており、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などが入学する割合も次第に高くなってきている。

<課題に対する考え方>

- 生徒の多様化に対応できる学校の設置、教育システムの見直し、指導方法の改善などを通じて学びのセーフティネットを構築し、学ぶ意欲のある生徒に教育機会を保障するための支援体制を整える。

(4) 南海トラフ巨大地震への対応

<現状と課題>【補足資料6参照】

新 13校が津波浸水域に設置されている。

<課題に対する考え方>

新 高等学校では、将来発生する南海トラフ巨大地震から生徒の生命を守るために、校舎の耐震補強を行うとともに、避難道の整備を進め、防災教育や避難訓練の実施など地域や行政とも連携した取組を推進する。

また、海沿いにあり津波による大きな被害等が想定される学校については、被災後の早期の学校再開のために、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転や統合の可能性も含め対応を検討する。

II 新たな県立高等学校再編振興について

1 再編振興の基本的な考え方

(1) 次代を担う人材を育てる教育環境の整備

将来の目標に向かって挑戦することができる機会がすべての子どもたちに保障される「可能性の平等」を担保し、次代を担う人材を育てる学校の教育環境を整える。

高等学校では、それぞれの地域の実態や生徒の実情、地理的条件などを考慮したうえで、教育の質的な充実を図り、生徒が将来の目標に向かって挑戦することができる基礎を培うための教育環境として、きめ細やかな指導体制を整備されなければならない。

また、キャリア教育の視点を取り入れて、基本的な生活習慣や基礎学力、自ら考え主体的に判断する力、コミュニケーション能力や発想力などを身に付けさせるため、地域の実態や生徒の実情などに応じた教育プログラムが策定されなければならない。

(2) 生徒や保護者の期待に応える高等学校教育の質の保証

生徒や保護者の多様な進路希望に対応し、生徒一人一人の個性や創造性を最大限伸ばすことのできる指導体制を整える。

高等学校では、小中学校で身に付けた基礎学力や学習意欲の上に、発展的・専門的な学習を進め、自主的・自律的な生活態度を育むための様々な教育活動が展開されなければならない。

また、生徒の能力・適性や卒業後の進路希望等は幅広いことから、教職員の資質・指導力の向上を図り、各学校が育成しようとする人間像に応じた到達目標を設定したうえで、特色ある学校づくりを行わなければならない。例えば、文化・スポーツ活動や様々な体験活動、大学入試センター試験を経て国公立大学へ進学するための力を付ける取組などが考えられる。

学校によっては、教科の選択幅に制約があることや集団の中で切磋琢磨する機会が少ないこと、地理的条件により高大連携等の取組が難しいことなどの課題がある。これらの課題については、ICTを活用した連携などによって対応することも考えられる。

(3) 地域社会や産業とつながる高等学校教育の実践

地域社会や産業を支える人材を育成する観点から、本県の基本政策の一つである高知県産業振興計画（以下「産振計画」という。）との関わりを意識した再編振興に取り組む。また、旧学区や産振計画の地域アクションプランの地域区分などを参考に、生徒の通学条件や生活圏域などを考慮した学校・学科の配置に努める。

高等学校教育においては、地域社会や産業分野との情報の共有や連携が必要である。各学校は、県全体で取り組んでいる地域の強みを生かす産振計画等との関わりを視野に入れ、地域の中での役割を明確にしなければならない。

高等学校教育と産業分野との関わりについては、高等学校は産業を支える人材を育成し、産業分野は体験的な学習の場を提供することが求められる。特に、本県では一次産業での学びの場が身近な地域にあり、生徒が体験的な学習を通して、産業に関わることの必要性や地域の課題などに気付く能力を身に付けることができる。

また、地域社会との関わりでは、例えば、生徒の地域づくり活動の実績が評価されることで、多様な進学機会につながることも考えられる。

2 県立高等学校再編振興の基本的な考え方

(1) 社会人として自立できる力の育成

新 キャリア教育を推進し、人との関わりや様々な経験や体験などを通して職業観、勤労観を育み、基本的な生活習慣や基礎学力、自ら考え主体的に判断する力、コミュニケーション能力を身に付けさせるなど、将来社会人として自立できる力を育成するための取組を推進する。

(2) 次代を担う人材を育てる教育環境の整備

○ 地域の実態や生徒の実情、地理的条件などを考慮し、それぞれの生徒の就学機会を保障することで将来の目標に向かって挑戦することができる「可能性の平等」を担保するとともに、教育の質的な充実を図り、次代を担う人材を育てる教育環境を整える。

(3) 生徒や保護者の期待に応える高等学校教育の質の保証

○ 生徒や保護者の多様な進路希望に対応し、生徒一人一人の個性や創造性をより伸ばすことのできる指導体制を整える。

○ 生徒の能力・適性に応じた卒業後の進路希望は幅広いことから、これに対応する教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、各学校が育成しようとする人間像に応じた到達目標を設定したうえで、生徒の能動的な活動を充実するために、例えば、様々な体験活動や文化・スポーツ活動の推進、ICTを取り入れた学習活動の展開などを行う。

(4) 地域社会や産業とつながる高等学校教育の実践

○ 地域社会や産業を支える人材を育成する観点から、本県の基本政策の一つである高知県産業振興計画との関わりも視野に入れながら再編振興に取り組むとともに、生徒の通学条件や生活圏域などを考慮した学校・学科の配置に取り組む。

○ 高等学校においては、学校で学習する内容が実社会において役立つという観点から学習を進めることも大切であることから、日本一の健康長寿県構想や高知県産業振興計画など本県の重要政策の取組も踏まえながら、地域の中での役割を明確にし、地域社会や産業界と連携した取組を推進する。

2 再編振興の方向性と取組

(1) 魅力ある学校づくりの推進

これまで高等学校が主体となって特色ある学校づくりに取り組み、学校の活性化が図られてきた。生徒数の減少が更に進むことを考えると、各学校が今まで以上に地域の力や発想を活用して、学校関係者だけでなく、広く外部からも学校の取組が認められる「魅力ある学校づくり」を推進する必要がある。例えば、地域のコミュニティーや文化の中核となる学校、難関大学への進学に対応できる学校、文化・スポーツ活動に特色をもった学校づくりなどが考えられる。

① 普通科

普通科は、生徒や保護者のニーズ、地域の実態を踏まえて、多様な進路希望に対応できる学校の体制を整えなければならない。特に、進学に関しては、県内すべての普通科で、大学進学等に対応できる学力を保証する体制を整えることが重要である。

② 中高一貫教育

連携型中高一貫教育校は、6年間を通じて生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るために、連携している中学校と高等学校との間でより一層の情報の共有を進めるとともに、生徒数を確保するためにも、連携している高等学校の更なる魅力づくりに取り組む必要がある。地域によっては、中学校と高等学校との連携を地域の特色の一つとして、地域の活性化につながることも考えられることから、よりよい連携の在り方を更に研究することも必要である。

県立の併設型中高一貫教育校の設置によって、小学生には中学校進学を選択肢が増えている。また、併設型中高一貫教育校には、中学校から高等学校までの6年間で計画的な取組を行い、生徒一人一人の個性を見極めたうえで、豊かな人間性、社会性を育成することが期待できる。加えて、生徒や保護者の大学進学に対する期待も大きいことから、進学に重点を置いた学校運営を行うために、教育課程の特例を積極的に活用することや、適性検査の内容の見直し、中学校入学段階における男女の発達状況の差異も踏まえた入学者選考の在り方の研究などが必要である。

③ 産業系専門学科

ア 産業系専門学科全体

産業系専門学科は、産業構造の変化に対応した教育を行い、将来のスペシャリストとして必要な基礎と豊かな人間性を身に付けさせることが必要である。

近年、大学進学希望者が多くなっていることから、基礎学力はもちろん、国公立大学等へ進学できる力や、大学等で高度な専門教育を受けるために必要な力として、課題に気付き解決する力などを身に付けさせる体制の整備が必要である。

また、産振計画と関わることや、高等学校間をはじめ、地域や産業界、大学等と連携した教育の充実を図ること、更に、本県の自然や地場産業を生かすことで学校の魅力化に取り組む必要がある。そのことで、例えば県外からの生徒の入学につながることも考えられる。

これらに加えて、生産から加工、流通、販売までの総合的な視点から互いの専門性を生かせる教育を行うために、他校も含めた他学科との連携や整理・統合も検討する必要がある。

3 再編振興の方向性と取組

(1) 魅力ある学校づくりの推進

- 高等学校ではこれまで、学校が主体となって「特色ある学校づくり」に取り組んできたが、外部への広報が十分でなく、しっかりと評価されていない面もあることから、今後は、各学校の特色ある取組を引き続き進めるとともに、その取組が学校関係者だけでなく、広く外部からも認められる「魅力ある学校づくり」を推進する。
- 中山間地域における地域のコミュニティーや文化の中核となる学校、難関大学への進学に対応できる学校、文化・スポーツ活動に特色をもった学校づくりなどを推進する。
- 新 社会環境が大きく変化する中で、グローバル社会に対応できる人材や、科学技術者としての素養を備えた人材の育成に取り組む。

(2) 魅力ある学校づくりにむけた取組の方向性

新 キャリア教育の充実

キャリア教育では、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力や生徒が自ら主体的に判断して自分の将来を設計するキャリアプランニング能力の育成が求められている。本県では高知のキャリア教育として「学向上」、「基本的生活習慣の確立」、「社会性の育成」の3本柱をもとに、これらの能力を育成することに取り組んでいる。

各学校においては、キャリア教育への取組を軸に学校経営構想図を作成し、年間計画に基づいた教育活動を推進する。更に、PDCAサイクルを円滑に運用することで取組の改善を図る。

○ 普通科の充実

普通科は、生徒や保護者のニーズ、地域の実態を踏まえて、多様な進路希望に対応できる学校の体制整備を推進する。特に、進学に関しては、県内すべての普通科で、大学進学等に対応できる学力を保証する体制の充実を図る。

小規模校においては、生徒数が減少していく中で、各校が魅力ある学校づくりを進め、生徒数の確保に努める。地域と連携した取組や他校との連携、ICTを活用した授業等を行うことで少人数のデメリットを補完し、一人一人に対応したきめ細やかな指導などの研究を進める。

また、現在、連携型中高一貫教育を導入していない地域でも中学校と高等学校が連携した教育を行うことで、6年間という期間を活用して教育の質を向上させ、地元の生徒を育成する取組等を実施する。

新 進学拠点校の指導の充実

進学については、難関大学への進学も実現できる、進学の拠点となる学校を県全体のバランスも考慮しながら配置する。その進学拠点校において、指導の更なる充実を図り、その成果を他の学校にも普及させることで県全体の進学指導力を向上させる。

例えば、難関大学への進学を目的とした学習合宿や県外先進校への教員の派遣、高い教科指導力を有する教員、いわゆるスーパーティーチャーの養成・確保等に取り組む。

新 グローバル社会や理数系分野で活躍できる人材の育成

国の指定事業であるスーパーグローバルハイスクール事業やスーパーサイエンスハイスクール事業を活用し、課題を発見し解決する能力や論理的思考力、コミュニケーション能力等の重要な能力・スキルを習得させる。今後、国際バカロレアの導入も視野に入れた取組を推進する。

イ 農業

農業に関する学科は、本県の強みである農業の担い手を育成するとともに、農業を通して人間教育を行う役割を担っている。更に充実した農業教育を推進するために、教育課程の検討や農業に関わる産業教育、地域の教育力の活用などを考える必要がある。例えば、学科の整理・統合、教育内容の見直しを行う際には、食農教育、環境保全型農業、六次産業化の推進など新しい知識に関する内容を視野に入れることが必要である。

林業に関する科は、これまでの取組を更に充実させるとともに、バイオマスエネルギーの活用や環境などに関する内容を取り入れ、本県の豊かな森林資源を活用できる人材の育成に努める必要がある。

ウ 工業

工業に関する学科は、工業技術の高度化、環境・エネルギー問題への関心の高まり、情報化とネットワーク化の進展、伝統技術の継承などに対応した教育内容が必要である。

また、ものづくりに関する基礎的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、地域や産業界、大学等との連携をより一層図ることで体験的な活動を充実させ、身に付けた力を社会の中で活用できるようにすることが必要である。

エ 商業

商業に関する学科は、商業の各分野に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、幅広く他の産業も見据えて、特に、キャリア教育の視点に立った教育の充実を図る必要がある。

更に、企業や大学等と連携した取組を推進し、ビジネスの諸活動に必要な能力や態度を育成することが必要である。また、外部人材を活用した実践的な商品開発や販売実習などの体験活動を通じて、社会で自立できる能力の育成も必要である。

オ 水産

水産に関する学科は、実習船教育を水産教育の柱の一つに位置付け、船舶職員の養成や関連する資格の取得を推進するとともに、人間育成の場としても有効に活用する必要がある。

一方、学んだ専門知識が関連する職業への就職に結び付かない状況がある。また、小中学生が水産に関わる職業に触れることが少ないことなどから、水産に対する理解を深めることができる取組を行うことも必要である。

○ 中高一貫教育の充実

連携型中高一貫教育校は、6年間を通じて生徒一人一人の個性や能力の伸長を図るために、連携している中学校と高等学校との間でより一層の情報共有を進めるとともに、地域とも連携し、よりよい中高一貫教育の在り方を研究して更なる魅力づくりに取り組み学校の活性化を図る。

併設型中高一貫教育は、6年間を通じた系統的なキャリア教育などの特色ある取組によって、豊かな人間性や生きる力の育成に寄与し、生徒の進路実現を保障してきた。今後は、教育課程の特例の活用や地域との連携を踏まえた体験活動等を発展させるとともに、生徒や保護者の大学進学に対する期待に応えることができる教育活動や特色ある学校づくりを一層進め併設型中高一貫教育の充実のための取組を推進する。

○ 産業系専門教育の充実

産業系専門学科は、産業構造の変化に対応した教育を行い、将来のスペシャリストとして必要な基礎と豊かな人間性を身に付けさせる取組を推進する。その一環としてインターンシップを活用し実社会を体験する場を設けたり、企業や大学と連携し生徒の社会的・職業的自立を多角的にサポートしたりするなど、学校の教育活動全体を通じた取組を更に充実させることで、本県の産業振興にも貢献できる人材の育成に取り組む。

また、近年、産業系専門学科においても大学進学希望者が多くなっていることから、大学等へ進学し高度な専門教育を受けるため、課題を発見し解決する力などを身に付けさせる。

農業に関する学科は、本県の強みである農業の担い手を育成するとともに、農業を通して人間教育を行う役割を担っている。更に充実した農業教育を推進するために、食農教育など新しい知識に関する内容を視野に入れた教育課程の検討や農業に関わる産業教育、地域の教育力の活用などを推進する。

林業に関する科は、これまでの取組を更に充実させるとともに、バイオマスエネルギーの活用や環境などに関する内容を取り入れ、教育内容の充実を図る。

工業に関する学科は、工業技術の高度化、環境・エネルギー問題への関心の高まり、情報化とネットワーク化の進展、伝統技術の継承などに対応した教育内容が必要である。また、ものづくりに関する基礎的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、地域や産業界、大学等との連携をより一層図ることで体験的な活動の充実を努める。

商業に関する学科は、商業の各分野に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、幅広く他の産業も見据えて、特に、キャリア教育の視点に立った教育の充実を図る。更に、企業や大学等と連携した取組を推進し、ビジネスの諸活動に必要な能力や態度を育成する。また、外部人材を活用した実践的な商品開発や販売実習などの体験活動を通じて、社会で自立できる能力を育成する。

水産に関する学科は、実習船教育を水産教育の柱の一つに位置付け、船舶職員の養成や関連する資格の取得を推進するとともに、人間育成の場としても有効に活用する。また、小中学生が水産に関わる職業に触れることが少ないことなどから、水産に対する理解を深めることができる取組を推進する。

○ 専門学科の設置科、普通科の専門コースの見直し

専門学科や普通科の専門コースにおいては、各校の活性化と教育内容の充実に向けて、入学者数の状況や生徒のニーズ、産業構造の変化や就業形態の多様化などの社会環境の変化も見据えたうえで、随時、設置科や専門コースについての見直しを検討する。

カ 看護等

看護・福祉に関しては、県が推進する「日本一の健康長寿県構想」（以下「健康長寿県構想」という。）に定める人材育成の視点に立った取組が求められている。高等学校の段階では、看護・福祉分野の職業に対する理解を深め、看護・福祉の心をもった生徒を育成する機会をつくる必要がある。

看護に関する学科は、より高度化する医療現場に対応でき、確かな技術をもつ看護の専門職として成長できる人材育成を進めるとともに、看護系の大学等へ進学できる指導体制も整える必要がある。

④ 総合学科

総合学科の特徴は、生徒が興味関心に応じて系列を選択できることから、幅広い分野を少人数で学び、多様な進路希望に対応できることである。

今後、地域の実態に応じた系列や選択科目の設定などを通じた学校の特色化を進め、目指す方向を明確にした魅力のある学校づくりに取り組み、そのことを中学校や地域に積極的に広報していく必要がある。

⑤ 定時制・通信制課程

ア 定時制

定時制は、働きながら学ぶことや学び直しなどの多様な学習ニーズのある生徒に柔軟に対応している。また、現在では、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを受け入れるセーフティネット的な役割も大きくなっている。大学等への進学希望者も増えていることから、進学希望にも対応できる、きめ細やかな学習指導や進路指導の充実を図る必要がある。

多部制単位制は、生徒が自分にあった教科・科目を選択し、必要な単位を修得すれば卒業が認められ、異なる学年の生徒や昼間部と夜間部の生徒が同じ講座を受講することができる。このような多部制単位制のシステムや取組内容を中学生や保護者などに積極的に広報していく必要がある。

イ 通信制

通信制は定時制と同様に、セーフティネット的な役割と幅広い年齢層への対応や地域の生涯学習を担う場としての役割がある。このため、通信制は生徒一人一人の学習スタイルに応じた学びを提供できる課程と位置付け、ICTを活用した講座の研究を行うなど教育方法の充実を図る必要がある。

⑥ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校

高等学校には、今後も、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを柔軟に受け入れることができる支援体制を整える必要がある。このため、授業時間の弾力化、複数担任制、習熟度別の少人数授業の導入、発達障害の特性に配慮した指導、ICTの活用、関心・意欲・態度などに重点を置いた評価方法の研究等を進める必要がある。

○ 看護・福祉分野への関心を高め、将来の看護・福祉人材を育成する取組

看護科では、看護師としての基礎・基本から専門的な知識・技能を身に付け、地元の医療を支える人材を育成する。また、将来看護の場で活躍する人材をより多く育成するために、普通科など他学科から看護系の大学等に進学できる指導体制を整える。

福祉人材を確保するため、福祉分野に関連する教科の学習や福祉施設での体験的な活動などを通じて、福祉に対する意識を高めるとともに、介護職員初任者研修資格（旧ホームヘルパー2級）を取得するための取組や、福祉系の大学や専門学校等への進学にも対応できるような取組を推進する。

これらの取組を通して、高等学校の段階で看護や福祉分野の職業に対する理解を深め、県が推進する日本一の健康長寿県構想に定める人材育成を推進する。

○ 総合学科の充実

総合学科は、生徒が興味関心に応じて系列を選択できることから、多様な進路希望に対応できる。しかし、生徒数が減少する中、複数の系列を置くことが困難になることが予想されることから、地域の実態に応じた系列や選択科目の設定などを通じた学校の特色化を進め、目指す方向を明確にした魅力ある学校づくりに取り組み、そのことを中学校や地域に積極的に広報するなどの取組を推進する。

○ 定時制・通信制課程の充実

定時制は、働きながら学ぶことや学び直しなどの様々な学習歴の生徒に柔軟に対応している。また、現在では、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒など多様な学習ニーズにも対応している。更に、大学等への進学希望者も増えていることから、進学希望にも対応できる、きめ細やかな学習指導や進路指導の充実を図る。

多部制単位制は、生徒が自分にあった教科・科目を選択し、必要な単位を修得すれば卒業が認められ、異なる学年の生徒や昼間部と夜間部の生徒が同じ講座を受講することができる。このような多部制単位制のシステムや取組内容を中学生や保護者などに積極的に広報していく。

通信制は定時制と同様に、学びのセーフティネット的な役割と幅広い年齢層への対応や地域の生涯学習を担う場としての役割がある。このため、通信制は生徒一人一人の学習スタイルに応じた学びを提供できる課程と位置付け、ICTを活用した講座の研究を行うなど教育方法の充実を図る。

○ 発達障害等のある生徒にもより良い教育ができる学校

すべての学校で発達障害等のある生徒にも適切でより良い教育ができるようにするため、校内支援委員会等の支援体制、外部機関との連携体制を整える。また、校外の研修会に参加した教員が理解を深めて、講師として校内研修が実施できるようになるなどの研修体制を整える。

■ 義務教育段階の学習内容の学び直し等にも対応する教育内容の研究と実践

1年生を対象とした学力定着把握検査によると、義務教育段階の基礎的、基本的学力が身に付いていない生徒が相当数高等学校へ入学している。

このため、柔軟な教育課程を編成し、進級制度にとらわれずに自分のペースで学習できる全日制単位制に改編することや、いくつかの学校を研究指定校として学び直しのプログラムについて先行的に研究し、その成果を他校にも普及させるなどの取組を実施する。

新 部活動の活性化に向けた取組の充実

部活動については、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感を育むうえで重要な役割をもっていることから、学校全体としてマネジメントを強化する中で、活動のための施設・設備を充実させたり、研修会及び外部指導者等の派遣により指導者の指導力向上を図り、その活性化に向けた取組を推進する。

新 教員の指導力向上のための取組の充実

魅力ある学校づくりを進めるに当たっては、教員の資質向上が重要である。具体的には、教科指導力の向上やカウンセリングマインドの育成をはじめ、学校の活性化に向けて新たな取組を発案する力や企画力、保護者や外部機関との連携を図っていくためのコミュニケーション能力を高めなければならない。

そのため、県が行う教員研修や校内研修の充実、各校の課題の解決や魅力化に向けた牽引役となる教員の配置や加配の検討などに取り組む。

(2) 高等学校教育の質を保証する学校規模の検討

① 規模に関する基本的な考え方

県内全域で生徒数が減少する中で、地域の実態や生徒の実情、生徒に保障される「可能性の平等」を考慮すると、高知市及びその周辺地域の中央部と、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない地域では、学校規模の在り方を分けて考えることが必要である。

中央部をはじめ一定の生徒数が見込める地域では、生徒数の減少に応じて、その減少幅を考慮した入学定員の低減を考える必要がある。その際には、各校の学級数を一律に低減するのではなく、高等学校として充実した教育活動を行うことができる適正規模の学校の維持に努める必要がある。

また、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない地域の小規模校では、少人数集団である利点を生かした教育を行うとともに、集団活動を通じて人間的な成長を図るために必要な生徒数を確保し、教育課程や学校行事、部活動等の選択幅の維持に努める必要がある。

② 適正規模

平成12年の県立高等学校教育問題検討委員会の「21世紀を展望した高知県立高等学校の在り方について」（以下「平成12年報告」という。）では、「1学年4～8学級が適正規模と考えられる」とあり、これが現在の適正規模の基準となっている。今後も生徒の個性・能力や進路希望などの多様化に対応した習熟度別の学習指導等による学習集団の柔軟な編成や総合選択制等による弾力的な教育課程の編成などにより、きめ細やかな学習指導を行うためには、1学年4～8学級が適正規模と考えられる。

③ 本校の最低規模

「平成12年報告」では、「本校の最低規模は、1学年2学級以上が望ましい」とあり、これが現在の本校の最低規模の基準となっている。

高等学校教育の質を保証し、生徒の多様な学習ニーズに応え、生徒一人一人に応じた学習指導を行うためには、本校の最低規模は、1学年2学級以上が望ましい。しかしながら、本県の人口の偏りや地理的条件、通学のための交通の利便性などを考慮すると、地域によっては最低規模についての配慮が必要である。

この場合、高等学校での生徒の発達段階を考えると、高等学校教育の質が保証される集団として1学年1学級20人以上が必要と考えられる。

4 高等学校教育の質を保証する学校規模

(1) 規模に関する基本的な考え方

- 高知市及びその周辺地域の中央部と、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない地域では、学校規模の在り方を分けて考える。

(2) 適正規模 【1学年4～8学級】

- 生徒の個性や進路希望などが多様化する状況にある。これに対応するため、習熟度別の学習指導や総合選択制を取り入れた教育課程の編成など、きめ細やかな指導ができる体制が必要である。これらを実現するためには1学年4学級以上の学校規模を要することから、1学年4～8学級を適正規模とする。

新 高知市及びその周辺地域の中央部については、生徒の個性・能力や進路希望等に対応した類型を設けるなど多様な教育課程の編成が可能であり、特別活動や部活動においても切磋琢磨し活気あふれる学校づくりができる規模（1学年6～8学級）の学校の維持に努める必要がある。

(3) 本校の最低規模 【1学年2学級以上・学校によっては1学年1学級20人以上】

- 生徒の多様な学習ニーズに応え、生徒一人一人に応じた学習指導を行うためには、1学年2学級以上が必要である。

新 本県の人口の偏りや地理的条件等を考慮し、過疎化が著しく近隣に他の高等学校がない学校は、地域の学びの機会を保障するために、特例として1学年1学級以上を最低規模として学校を維持する。

新 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に柔軟な対応をするための支援体制を整えた学校については、特例として1学年1学級以上を最低規模として学校を維持する。

※ 最低規模の特例として1学年1学級とする場合においても、高等学校における生徒の発達段階を考えると、高等学校としての教育の質が保証される集団として、1学級20人以上が必要である。

④ 分校の最低規模

「平成12年報告」では、「分校の最低規模は、1学年1学級20人以上が望ましい」とあり、これが現在の分校の最低規模の基準となっている。今後も地域で高等学校教育を受ける機会を保障しなければならないが、学習指導や学校行事、部活動などの充実を図り、生徒が互いに切磋琢磨することができ、高等学校教育の質が保証される集団として分校の最低規模は、1学年1学級20人以上が望ましい。一方で、地理的条件等を考慮し、この基準を緩和すべきであるという意見もあった。

ア 猶予期間について

県立高等学校再編計画第2次実施計画（平成18年高知県教育委員会）において分校の存続について検討し、当時の地元中学校の卒業生数の減少等から最低規模の基準を満たすことは難しいと考えられた。しかし、存続に向けて学校関係者や地元の取組によっては入学者数が増える可能性もあったことから、募集停止となる条件を付して猶予期間を設けることとした。この猶予期間の考え方を「連続する3年間で入学者数が20人に満たない年度が2度ある場合には、翌年度から募集停止とする」としたところである。

本報告においては、猶予期間について、この考え方を維持すべきであるという意見もあったが、地域と連携した分校の活性化の取組がより継続できるように見直すべきであるという意見が多く出された。

猶予期間の適用に当たっては、これまでも各校で特色ある学校づくりに取り組んでいることから、平成26年度を起算年にすべきであるという意見と、平成26年度から学校の魅力化に取り組む期間を設定し、その後に適用すべきであるという意見があった。また、現行計画の猶予期間の適用を中断することなく、継続して適用すべきであるという意見もあった。

⑤ 定時制課程（夜間）の最低規模

「平成12年報告」では、「定時制課程の最低規模は、1学年1学級10人程度以上が望ましい」とあり、これが現在の定時制課程（夜間）の最低規模の基準となっている。更に「平成12年報告」では、「最低規模を割る状況が2～3年続き、その後も生徒数が増える見込みがない場合には、統廃合を検討する」とあるが、生徒数の減少が著しく、現在、多くの定時制課程（夜間）が最低規模を割る状況となっている。

定時制課程（夜間）は、働きながら学ぶ勤労青少年に教育の機会を保障する場であるとともに、不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などの学びの場や生涯学習の機会を提供する役割が大きくなっている。そのため、生徒一人一人に対応した支援体制ができる学校規模として、定時制課程（夜間）の最低規模を、1学年1学級10人程度以上にこだわらず、学校全体の在校生が20人以上とするなど、基準の緩和が必要である。

(4) 分校の最低規模 【1学年1学級20人以上】

本校と同様に、高等学校としての教育の質を保証し、生徒の多様な学習ニーズに応え、生徒一人一人に応じた学習指導を行うためには、1学年1学級20人以上が必要である。

募集停止の猶予期間は、存続に向けた学校関係者や地元の取組を考慮し「入学者が20人に満たない状況が3年間で2度ある」を「2年連続して満たない状況になった場合」に緩和する。

猶予期間の適用にあたっては、各校が地域と連携した魅力ある学校づくりに取り組んでいることや、移住推進の取組等を考慮し、平成27年度を起算年とする。

(5) 定時制の課程（夜間）【多部制単位制夜間部を含む】の最低規模

【学校全体の生徒数が20人以上】

定時制の課程（夜間）は、生徒一人一人に対応した支援ができる学校であるという観点から様々な学びを保障するため1学年1学級10人程度以上にこだわらず学校全体の生徒数を20人以上に緩和し学校の維持に努める。

⑥ 定時制課程（昼間）の最低規模

これまで定時制課程（昼間）は、最低規模の基準が設けられていなかった。定時制課程（昼間）では、平成 24 年度の在籍者のうち 91.2%が中学校の新規卒業生で、全日制高等学校等からの転編入生が 2.5%となっている。また、就労している生徒はほとんどなく、生徒は 3 年間で卒業することを目指している。このため定時制課程（昼間）では、定時制課程の多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた柔軟な教育システムの特徴を生かしながら、集団としての高等学校教育の質を保証するための最低限の人数として全日制高等学校と同様に、1 学年 1 学級 20 人以上が望ましい。一方で、多様な学習ニーズのある生徒が入学していることから最低規模の基準を設定しなくてもよいのではないかという意見もあった。

⑦ 学校の統廃合について

各学校は、学校の方向性やあるべき姿を示し、学校の魅力化や果たすべき機能を明確にして、生徒数を確保する取組を行ってもなお、将来的に最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、統廃合もやむを得ない。しかし、各学校が地域と連携した魅力化を図る取組を行い、その結果、学校の方向性や役割の妥当性について客観的に評価できる場合は、最低規模の基準を適用しないこともあり得るという意見もあった。

学校の統廃合に当たっては、学校がなくなる地域の生徒、保護者の経済的負担の軽減を図るために県教育委員会として、市町村等関係機関とも連携し、通学支援等の条件整備を行う必要がある。

(6) 多部制単位制昼間部の最低規模 【1 学年 1 学級 20 人以上】

選 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に柔軟に対応できる支援体制の特徴を生かしながら、高等学校としての教育の質を保証するための最低規模として、1 学年 1 学級 20 人以上とする。

(7) 学校の統廃合について

新 生徒数が大幅に減少するなか、教育内容を維持、充実していくためには、多様な教育活動ができる適正規模を維持していくことが必要であることから、学校の統合を視野に入れた計画的な再編振興を行う。

新 海沿いにあり津波による大きな被害等が想定される学校については、被災後の早期の学校再開のために、学校の特性や地域の実態を踏まえながら、適地への移転や統合の可能性も含め対応を検討する。

○ 魅力ある学校づくりに取り組み、地域とともに生徒数確保に努めてもなお、最低規模の基準を下回り、将来的にも最低規模の生徒数を確保できる見込みがない場合は、学校の統廃合を検討する。

○ 学校がなくなる地域の生徒、保護者の経済的負担の軽減等を図るために、市町村等関係機関とも連携し、通学支援等の条件整備を実施する。

◇ 学校・学科等の適正な配置

① 普通科

普通科は、卒業後の多様な進路選択を保障することが重要であり、地域を担う人材を育成する観点からも、県内全域で自宅から通学しやすい距離に配置することが望ましい。

また、難関大学への進学も実現できる、進学の拠点となる学校を県全体のバランスも考慮しながら配置する必要がある。

② 中高一貫教育

連携型中高一貫教育校は、生徒数の減少が著しい地域において、学校の魅力化と生徒数の確保につなげるために、現在設置されていない地域に配置することも考えられる。

併設型中高一貫教育校は、現在の東部、中央部、西部の3地域での配置を今後も維持することが望ましい。ただし、東部と西部では、地域の中学校の生徒数が減少していることを踏まえ、地域の市町村立中学校への影響を考慮して入学定員等を検討する必要がある。また、中央部では、中学校と高等学校を併置する学校が複数あることから、中等教育学校の制度を念頭に置いて検討することも考えられる。

③ 産業系専門学科

水産及び看護以外の産業系専門学科は、生徒や保護者のニーズ、通学の利便性を考慮して、単独校または学科、総合学科の系列を各地域に配置している。今後、生徒数の減少等により現在の配置が維持できない場合には、特色ある学科を核として県全体のバランスを考えた計画的な改編を行う必要がある。

また、「健康長寿県構想」を推進する人材育成のため、福祉系分野が学べる系列や類型などを各地域に配置することが必要である。

ただし、専門学科の教育内容の充実や学科改編、統廃合を行う際には、高知県産業教育審議会の協議内容も踏まえる必要がある。

④ 総合学科

生徒や保護者の多様なニーズに対応できる総合学科は、現在の配置を維持することが望ましい。生徒数の減少が著しい地域では、生徒数の確保が困難な状況も考えられるが、各学校が更に魅力化を進めることで、その維持に努める必要がある。しかしながら、今後、生徒数の更なる減少により、総合学科としての十分な教育を行うことが見込めない状況になった場合には、普通科への改編も考えられる。

⑤ 定時制・通信制課程

定時制は、生徒のニーズを考えると現在の配置が望ましいが、生徒数の減少に伴い統廃合を検討する場合には、学校の役割や地域の実態、学科の内容、通学手段なども考慮した配置の検討が必要である。

多部制単位制は、午前から夜間にいたるまで常時科目を開設し、生徒のライフスタイルに応じて教科・科目を履修することが可能であることなどの特徴を生かすことができるように、通学時間等も考慮した配置が必要である。

通信制は、現在、中央部と西部に2校設置されているが、東部の生徒のニーズへの対応も検討する必要がある。

⑥ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校

不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒などを受け入れる体制を各学校が整えるとともに、特にきめ細やかな指導が可能な学校を、県全体の状況を考慮して配置することが必要である。その際には、生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導が可能であるという特色を生かすために、少人数の生徒で学級運営を行うことも考えられる。

特に、高知市及びその周辺地域では、こうした学校に対するニーズが高いことから、この地域にある学校の改編等により充実した支援体制を整えることが必要である。

5 学校・学科等の適正な配置

(1) 普通科

○ 卒業後の多様な進路選択を保障すること及び地域を担う人材を育成する観点から、現状の学校の配置を可能な限り維持することに努める。

○ 難関大学への進学も実現できる学校が必要であることから、進学の拠点となる学校について、県全体のバランスも考慮しながら配置する。

(2) 中高一貫教育校

○ 生徒数の減少が更に進むことから、学校の魅力化と生徒数の確保につなげるために、連携型中高一貫教育校については現在設置されていない地域への配置も検討する。

○ 併設型中高一貫教育校は、小学生に中学校進学を選択肢を広げ、6年間で計画的な取組を行い、生徒一人一人の個性を見極めたうえで、豊かな人間性、社会性を育成しているため、現在の東部、中央部、西部の3地域での配置を維持する。ただし、地域の中学校の生徒数が減少していることを踏まえ、入学定員等を検討する。

(3) 産業系専門学科

○ 本県の産業を担う人材の育成及び産業振興のため、現状の学校の配置を可能な限り維持することに努める。

○ 生徒数の減少等により現在の配置が維持できない場合には、特色ある学科を核として県全体のバランスを考えた計画的な改編を実施する。

○ 単独校として維持できない場合は、他の高等学校との統合による複数学科の併置も検討する。

○ 日本一の健康長寿県構想を推進する人材育成のため、福祉分野に関連する教科の学習や福祉施設での体験的な活動などを通じて、福祉に対する意識を高める取組を推進する。

また、福祉系の大学や専門学校等へ進学できる基礎学力を身に付けさせる。

(4) 総合学科

○ 生徒や保護者の多様なニーズに対応するため、可能な限り維持することに努めるが、生徒数の更なる減少により、総合学科としての十分な教育を行うことが見込めない状況になった場合には、普通科への改編を検討する。

(5) 定時制・多部制単位制・通信制の課程

○ 定時制は生徒のニーズに対応するため可能な限り維持することに努めるが、生徒数の減少に伴い統廃合を検討する場合には、学校の役割や地域の実態、学科の内容、通学手段なども考慮した配置を検討する。

○ 多部制単位制は、生徒数の減少によって、機能を十分には果たせない状況も出てくることから、その在り方について見直しを実施する。

○ 通信制の課程は生徒のニーズに対応するため、現在の中央部と西部の2校の配置を維持する。また東部地域の生徒のニーズに対応するために通信制との併修の在り方を検討する。

(6) 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒にもより良い教育ができる学校

○ このような学校に対するニーズは以前と比べて高くなっていることから、こうした生徒にも適切でより良い教育ができる体制を各学校が整えるとともに、学校の改編等を通じて、特にきめ細やかな指導が可能な学校を、県全体の状況を考慮して配置する。

県立高等学校再編振興に関する報告の概要

はじめに

現行の県立高等学校再編計画（平成15年策定）

【実施期間】

○平成16年度～平成25年度

【目的】

○教育内容等の質的向上
○より良い教育環境の提供

【取組の柱】

○特色ある学校づくり
○県立高等学校の適正な規模と配置

○全国に先行する人口減少
○グローバル化、情報化の進展、産業構造の変化や雇用形態の多様化など高等学校を取り巻く社会環境が大きく変化

引き続き、
○高等学校教育の質を保証
○より良い教育環境を提供するために

平成26年度以降の新たな「県立高等学校再編振興計画」の策定が必要！

I 県立高等学校の現状と課題

1 現状

(1) 入学者数

<中学校卒業生>
H24 (7,072人) → H33

約1,300人減

<県立高等学校入学者>
H24 (4,644人) → H33

約1,100人減

(2) 平均学級数

H24 4.0学級 → 更に小規模化

(3) 学校・学科の配置

<本県における県立高等学校（全日）の各学科の生徒数割合>

*普通科 49.1% 産業系専門学科 33.8%、

総合学科 14.0%、その他 3.1%

*本県は全国に比べ、産業系専門学科、総合学科の割合が大きい。

2 課題への対応

- (1) 生徒数の減少 → 小規模校の教育の質を高め、一定水準の高等学校教育を提供する教育環境の整備。県全体のバランスを考慮した規模と配置。
- (2) 進路の保障 → 進学希望の実現と職業観等の育成。多様な進路希望、地域・保護者の期待に応える。
- (3) 多様な学習形態 → 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒にも教育機会を保障するための支援体制の整備。
- (4) 社会環境の変化 → 社会環境の変化に柔軟に対応できる人材育成。キャリア教育の視点に立ち、地域や産業界、大学等との連携。

補足

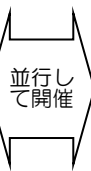
<審議経過>

県立高等学校再編振興検討委員会

平成23年9月～平成25年2月

委員構成 (15名) **12回実施**

大学、高等学校、中学校、市町村、市町村教委、
中学校PTA、高校PTA、福祉、看護、産業界、
カウンセリング関係等



県立高等学校再編振興作業部会

平成23年10月～平成25年1月

委員構成 (15名) **7回実施**

高等学校、中学校、特別支援学校、市町村教委、
中学校PTA、高校PTA関係

Ⅱ 新たな県立高等学校再編振興について

1 再編振興の基本的な考え方

- ① 次代を担う人材を育てる**教育環境の整備**
 - ・ 将来の目標に向かって挑戦することができる**機会**がすべての子どもたちに保障される「**可能性の平等**」を担保し、次代を担う人材を育てる教育環境を整える。
- ② 生徒・保護者の期待に応える**高等学校教育の質の保証**
 - ・ 生徒や保護者の**多様な進路希望**に対応し、生徒の**個性や創造性**を**最大限伸ばす**ことのできる指導体制を整える。
- ③ **地域社会や産業とつながる**高等学校教育の実践
 - ・ 高知県産業振興計画も踏まえた人材の育成に努める。
 - ・ 旧学区や地域A Pの地域区分などを参考に、**生徒の通学条件**や**生活圏域**を考慮した**学校・学科**を配置する。

2 再編振興の方向性、取組

魅力ある学校づくりの推進

地域社会とつながる教育

- 「普通科」……………すべての学校で大学進学等に対応できる体制を整える。
- ・ 県内全域で自宅から通学しやすい距離に配置する。
 - ・ 難関大学にも進学できる拠点校を県全体のバランスを考慮して配置する。
- 「中高一貫」……………連携型中高一貫校は地域の活性化と学校の魅力化、生徒数の確保にも繋がることから新たな配置も検討する。
- ・ 併設型中高一貫校は進学に重点を置いた学校運営を行うため、中学校入学者選考の在り方を研究する。
- 「専門学科」……………将来のスペシャリストとして必要な基礎・基本と豊かな人間性を身に付けさせる教育、学校間をはじめ地域や大学、産業界等と連携した教育を充実する。
- ・ 生徒数の減少により学科の魅力化が図れない場合は、特色ある学科を核とした計画的な改編を実施する。
- 「総合学科」……………生徒や保護者の多様なニーズに対応できる特徴を生かし、現在の配置を維持する。
- ・ 生徒数の減少により学科として十分な教育ができない場合は、普通科等への改編も検討する。
- 「定時・通信」……………セーフティーネット的な役割が大きくなっており、きめ細やかな学習指導や進路指導を充実する。
- ・ 生徒数の減少により学校運営ができない場合は、地域の実態、通学手段等を考慮した配置を検討する。
- 「不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害等のある生徒に対応できる学校」
- ・ 特別な配慮を必要とする生徒を柔軟に受け入れることのできる指導体制を整える。
 - ・ 特にきめ細やかな指導が可能な学校を、県全体の状況を考慮して配置する。

高等学校教育の質を保証する学校規模

地域性を踏まえた学校規模

【学校規模の基本的な考え方】

- ・ 集団活動を通じて人間的な成長が図られ、高等学校教育の質が保証される集団として一定の生徒数が必要である。
- ・ 人口の多い地域と、過疎化が著しく近隣に高等学校のない地域では、学校規模の在り方を分けて考える。
- ・ 集団活動の形態が異なる全日制と定時制の学校では、最低規模を分けて考える。
- ・ 学校の魅力化に取り組んでも最低規模以下で、将来的にも生徒数が増える見込みがない場合は、統廃合もやむを得ない。
- ・ 学校の統廃合に当たっては、保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学支援などの条件整備が必要である。

【適正規模】 1学年4～8学級が適正規模と考えられる。

【最低規模の基準】

- ・ 本校……………1学年2学級以上が望ましいが、地域によっては1学年1学級20人以上とするなどの配慮が必要である。
- ・ 分校……………1学年1学級20人以上が望ましいが、基準を緩和すべきという意見もあった。
- ・ 定時制（夜間）…1学年1学級10人以上にこだわらず、学校全体の在校生が20人以上とするなど、基準の緩和が必要である。
- ・ 定時制（昼間）…1学年1学級20人以上とする基準を設けるとする意見と、新たに基準を設けなくても良いという意見があった。

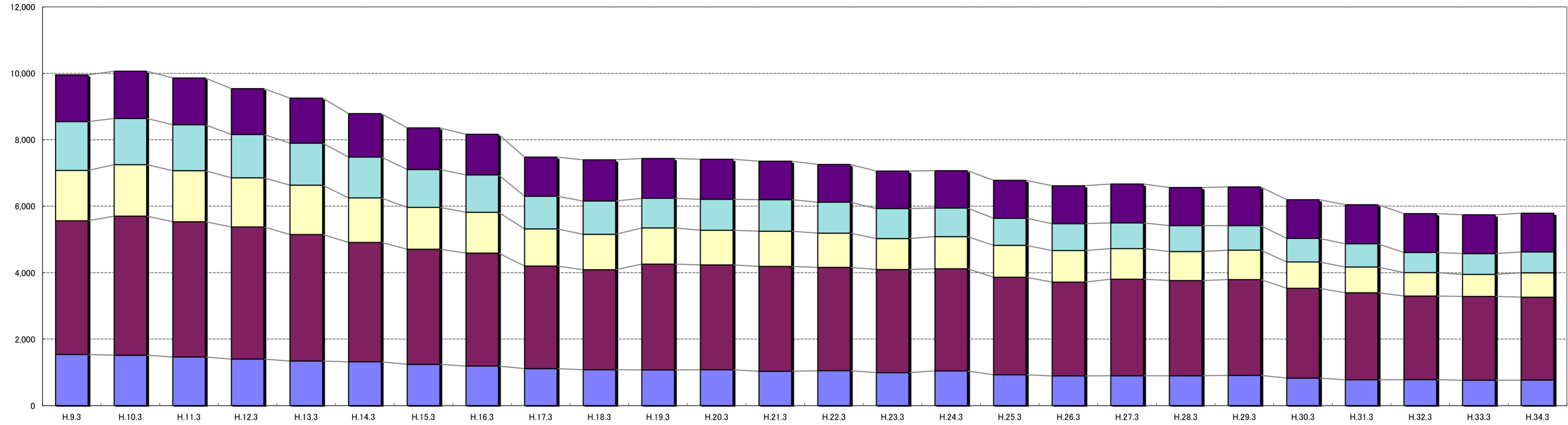
【分校の募集停止の猶予期間】

- ・ 現行の「連続する3年間で入学者数が20人に満たない年度が2度ある」とする考え方については、維持すべきという意見と、緩和すべきという意見があった。

旧学区別中学卒業生数の推移

H9.3～H34.3 但し、H26.3以降は推定

■ 東部学区 ■ 高知学区 □ 高吾学区 □ 幡多学区 ■ 私立



学区	H.9.3	H.10.3	H.11.3	H.12.3	H.13.3	H.14.3	H.15.3	H.16.3	H.17.3	H.18.3	H.19.3	H.20.3	H.21.3	H.22.3	H.23.3	H.24.3	H.25.3	H.26.3	H.27.3	H.28.3	H.29.3	H.30.3	H.31.3	H.32.3	H.33.3	H.34.3
東部学区	1,539	1,514	1,462	1,397	1,342	1,320	1,243	1,187	1,116	1,080	1,073	1,078	1,033	1,052	991	1,047	926	890	900	897	909	829	779	783	763	771
高知学区	4,025	4,191	4,071	3,982	3,807	3,591	3,467	3,405	3,086	3,011	3,188	3,156	3,155	3,107	3,107	3,072	2,938	2,829	2,907	2,869	2,881	2,701	2,618	2,514	2,522	2,494
高吾学区	1,512	1,545	1,541	1,476	1,484	1,338	1,255	1,228	1,117	1,062	1,084	1,045	1,058	1,032	929	965	958	949	918	874	886	794	775	707	663	731
幡多学区	1,470	1,394	1,376	1,308	1,264	1,232	1,143	1,121	982	1,003	891	931	953	930	903	865	817	809	775	776	740	707	698	605	628	630
私立	1,408	1,420	1,411	1,375	1,356	1,307	1,252	1,227	1,180	1,239	1,200	1,204	1,158	1,136	1,127	1,123	1,142	1,141	1,168	1,150	1,167	1,168	1,177	1,172	1,167	1,166
合計	9,954	10,064	9,861	9,538	9,253	8,788	8,360	8,168	7,481	7,395	7,436	7,414	7,357	7,257	7,057	7,072	6,781	6,618	6,668	6,566	6,583	6,199	6,047	5,781	5,743	5,792

※H18までは旧市町村での学区
 ※日高村は高吾学区に含まれている
 H25.3卒業生比前年度比
 ▲163 ▲113 ▲215 ▲198 ▲582 ▲734 ▲1000 ▲1038 ▲989
 ▲163 ▲50 ▲102 ▲17 ▲384 ▲152 ▲266 ▲38 ▲49
 ※各市町村の現小学校1年生から中学校3年生の児童生徒数と過去3年間の増減率を用いて算定している。

【旧学区別入学者数の推移】

学区	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	H32.3	H33.3	H34.3
東部学区	415	462	447	450	447	412	394	387	376	386
高知学区	2,773	2,642	2,730	2,680	2,723	2,571	2,499	2,444	2,427	2,423
高吾学区	460	455	442	431	430	386	391	354	334	370
幡多学区	643	649	619	614	586	572	561	491	515	504
合計	4,291	4,208	4,238	4,175	4,186	3,941	3,845	3,676	3,652	3,683

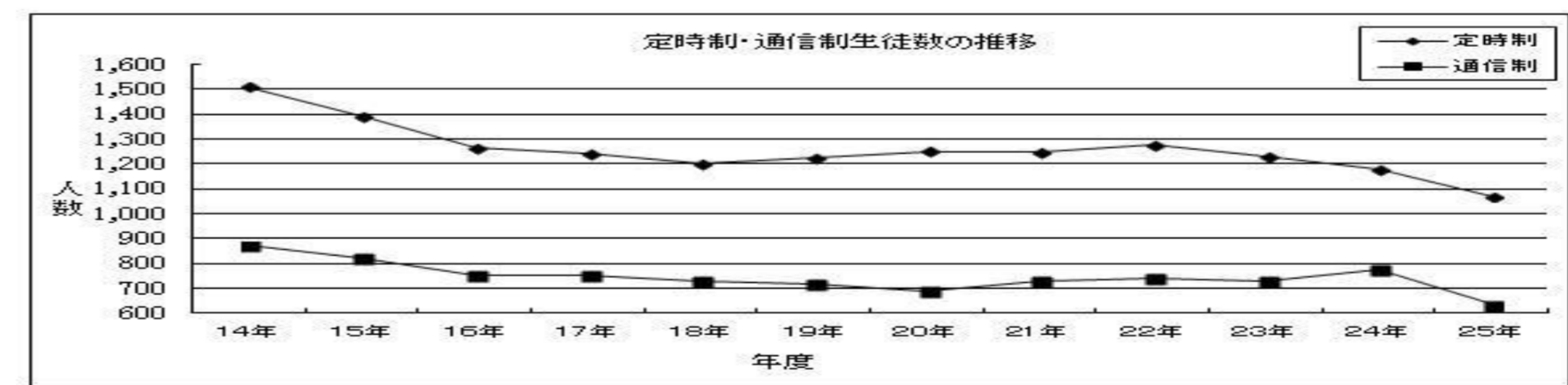
但し、H26.3以降は推定
 (※) 各学校の入学者数の推計方法
 「各市町村からの各学校への直近3年間の進学率」と「年度毎の各市町村中学校卒業生数(見込)」を乗じたうえで「県立高校入学者数」と一致するように補正

【定員充足率の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
旧東部学区	70.6%	72.4%	66.4%	68.9%	51.8%
旧高知学区	96.1%	93.2%	92.7%	95.5%	93.4%
旧高吾学区	62.0%	66.0%	55.5%	56.5%	54.8%
旧幡多学区	80.9%	79.3%	77.3%	79.5%	76.0%
県全体	84.7%	83.8%	80.7%	83.1%	78.7%

【定時制・通信制生徒数の推移】

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
定時制	1,510	1,392	1,266	1,248	1,200	1,225	1,250	1,247	1,277	1,232	1,177	1,068
通信制	870	820	751	749	731	718	688	727	740	730	773	633
合計	2,380	2,212	2,017	1,992	1,931	1,943	1,938	1,974	2,017	1,962	1,950	1,701



【定時制生徒の就労状況】

	年度	19	20	21	22	23	24	25
定時制全体	生徒数合計	1,225	1,250	1,247	1,277	1,232	1,177	1,068
	就労している割合(生徒数)	31.8%	31.6%	31.2%	30.9%	29.5%	31.6%	32.0%
定時制夜間	生徒数合計	735	754	761	775	745	700	628
	就労している割合(生徒数)	53.1%	52.4%	51.1%	50.8%	48.7%	53.1%	54.5%

※1 定時制昼間部の生徒は全て無職業者としています。 ※2 合計が100%にならないのは不明者がいるため。
 ※3 高知県教育委員会高等学校課の「高知県公立高等学校定時制・通信制教育調査資料」による。
 ※4 不明者も含むため合計数と一致しない。

高等学校入学者の状況

補足資料3

(H25. 12. 5)

				H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全日制	入学者計 (①)	公立	人数	5,694	5,652	5,007	4,955	5,012	4,952	4,890	4,807	4,643	4,649
			割合	73.7%	74.1%	72.0%	72.3%	73.8%	74.3%	74.0%	72.1%	71.8%	71.7%
		私立	人数	2,037	1,974	1,951	1,895	1,783	1,715	1,720	1,859	1,823	1,831
			割合	26.3%	25.9%	28.0%	27.7%	26.2%	25.7%	26.0%	27.9%	28.2%	28.3%
	入学者計のうち 県外からの入学者 (②)	公立	人数	27	17	15	20	14	20	16	17	14	22
		私立	人数	152	232	263	138	167	123	146	207	240	214
	県内中学校 からの入学者 (① - ②)	公立	人数	5,667	5,635	4,992	4,935	4,998	4,932	4,874	4,790	4,629	4,627
			割合	75.0%	76.4%	74.7%	73.7%	75.6%	75.6%	75.6%	74.4%	74.5%	74.1%
		私立	人数	1,885	1,742	1,688	1,757	1,616	1,592	1,574	1,652	1,583	1,617
			割合	25.0%	23.6%	25.3%	26.3%	24.4%	24.4%	24.4%	25.6%	25.5%	25.9%
定時制	入学者計	公立	人数	328	310	348	346	354	408	392	358	317	298
		私立	人数	43	44	63	53	56	68	55	63	61	61

学校基本調査報告書による

平成25年度県立高等学校募集学級数別学校一覧（旧学区別）

1 全日制

	学科	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	計
旧東部学区	普通		城山		安芸					6校 19学級
			嶺北							
	普通・商業					山田				
	工業・商業			安芸桜ヶ丘						
	総合			室戸						
旧高知学区	普通	吾北分校						高知追手前	岡豊	13校 73学級
	普通・理数							高知小津		
	普通・外国語							高知西		
	普通・国際						高知南			
	普通・音楽					高知丸の内				
	農業						高知農業			
	工業					高知東工業		高知工業		
	商業				伊野商業					
	総合				春野					
総合・看護							高知東			
旧高吾学区	普通		高岡	佐川						8校 21学級
			窪川							
			檮原							
			四万十							
	工業				須崎工業					
水産		高知海洋								
総合				須崎						
旧幡多学区	普通	西土佐分校	清水			中村				6校 20学級
	農業				幡多農業					
	工業				宿毛工業					
	総合				宿毛					
計		2校	8校	3校	8校	4校	3校	4校	1校	33校
規模別学校割合		6.1%	24.2%	9.1%	24.2%	12.1%	9.1%	12.1%	3.0%	100%

*宿毛高校大月分校はH26年3月閉校予定

2 定時制及び多部制単位制

	学科	1学級	2学級	3学級	4学級	計
旧東部学区	普通	室戸				3校 4学級
		中芸（昼）				
		中芸（夜）				
		山田				
旧高知学区	普通	高知北（夜）	高知北（昼）			3校 9学級
	看護	高知北（夜）				
	工業	高知東工業		高知工業		
旧高吾学区	普通	高岡				3校 3学級
		須崎				
		佐川				
旧幡多学区	普通	大方（夜）	大方（昼）			3校 5学級
		宿毛				
		清水				
計						12校

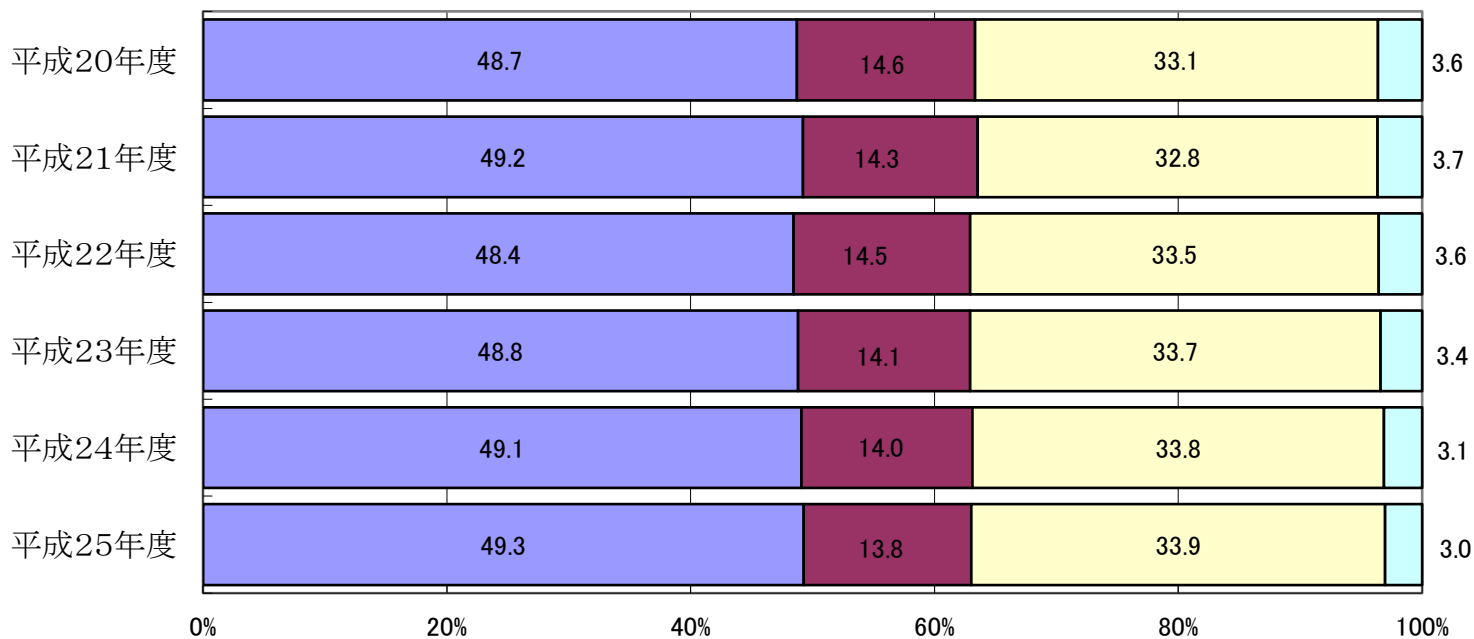
3 通信制

- ◎高知北高校（1学年募集定員200人）
- ◎大方高校（1学年募集定員100人）

公立高等学校（全日制課程）の学科別（本科）生徒数の比率

高知県

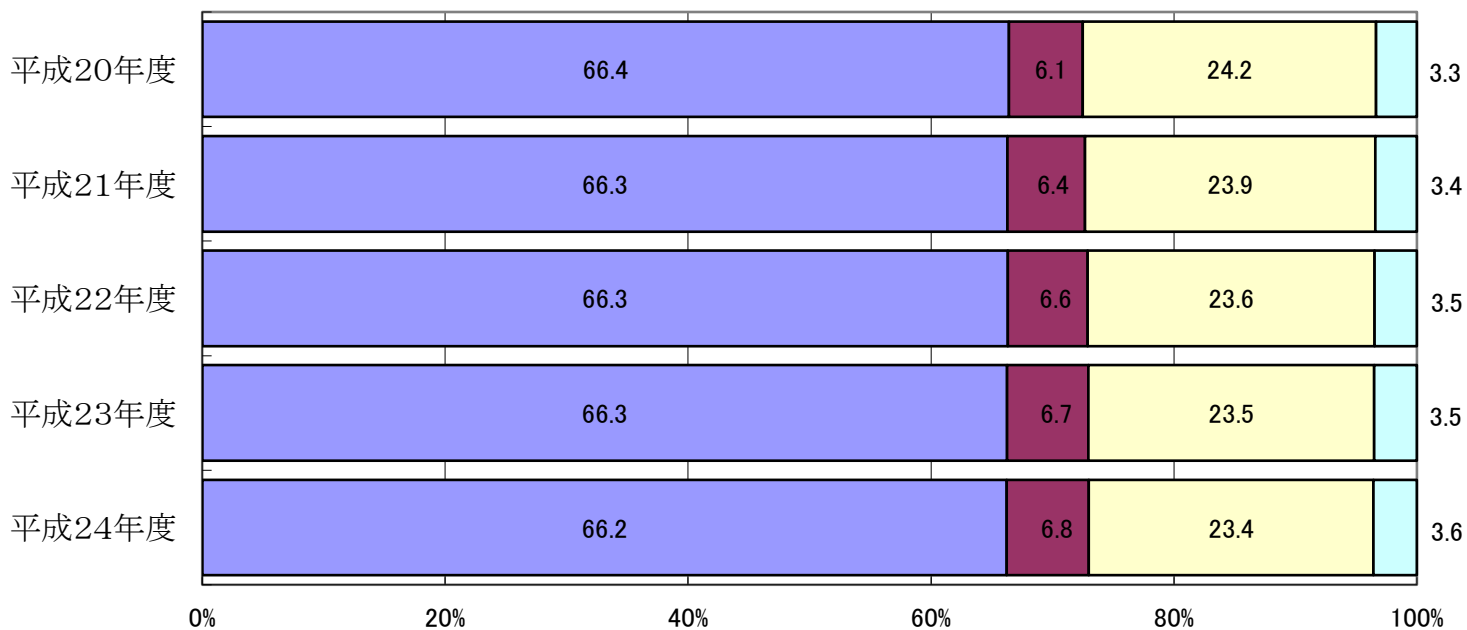
■普通科 ■総合学科 □産業系専門学科 □その他



(学校基本調査による。平成25年度については高等学校課調べ)

全国

■普通科 ■総合学科 □産業系専門学科 □その他

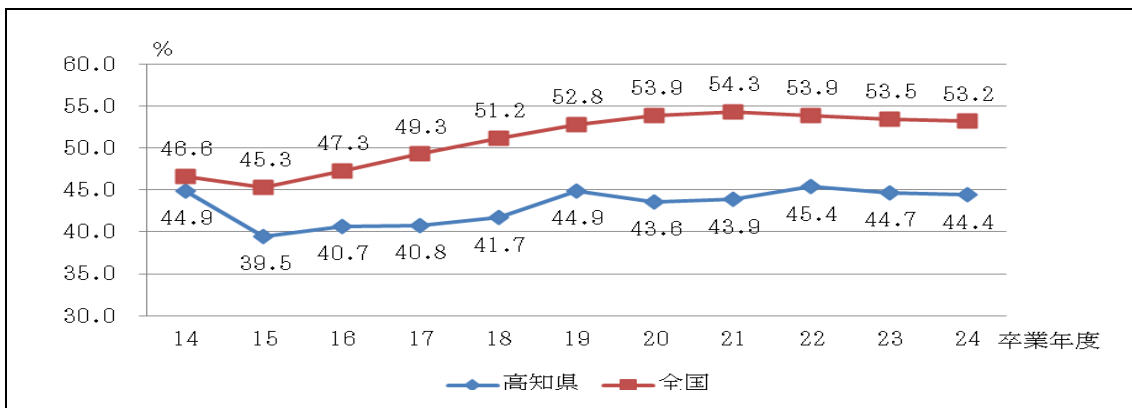


(学校基本調査による。平成25年度については12月5日現在未発表)

※産業系専門学科：農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉

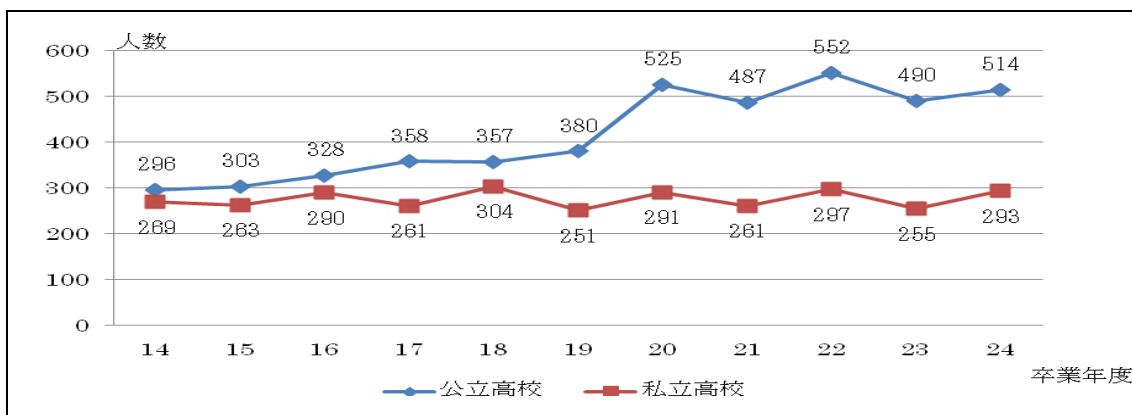
高等学校における進路の状況

高等学校卒業後の大学等進学率



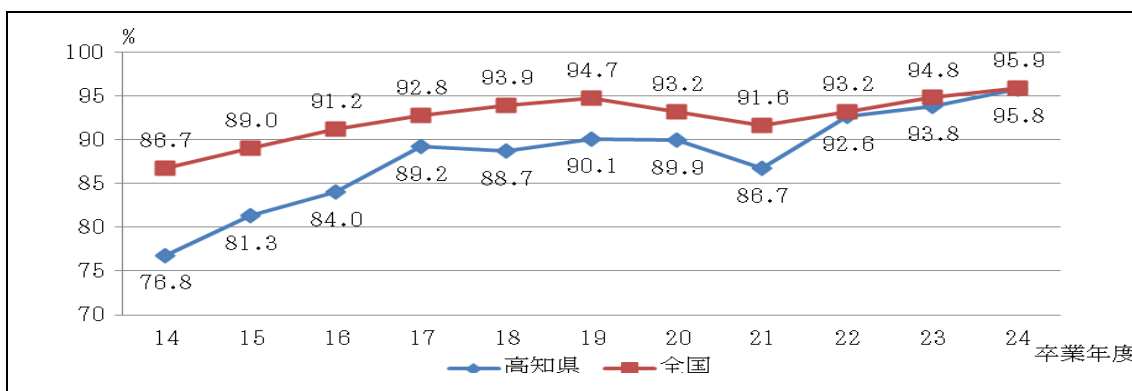
※文部科学省学校基本調査のデータによる。(公立及び私立を含む)

国公立大学進学者の推移



※高知県進学協議会のデータによる。

就職内定率の推移



※高知県の数値は、高知県就職対策連絡協議会のデータによるもので、平成21年度までは3月20日現在、平成22年度からは3月末現在の公立の全日・定時制を含めた数値である。

※全国の数値(私学も含む)については、文部科学省の3月末のデータである。

新規高等学校卒業者の1年目の離職率の推移

	19年3月卒	20年3月卒	21年3月卒	22年3月卒	23年3月卒	24年3月卒
高知県	25.4%	25.1%	23.2%	27.5%	26.5%	20.6%
全国	21.5%	19.4%	17.1%	20.7%	20.8%	19.6%

※厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室 新規学校卒業者の就職離職状況調査結果による。

※新規学校卒業該当者(年齢によるみなし)抽出集計したもの。

学力定着把握検査による学力の状況

GTZ 指標	年次・時期	1 年次(H25.4 入学生)		1 年次(H24.4 入学生)	
		H25.5	H25.10	H24.5	H24.10
S・A・B		27.8	33.4	30.0	32.3
C		23.8	28.2	26.0	27.2
D1・D2		23.8	23.1	22.0	23.7
D3		24.6	15.3	22.0	16.8

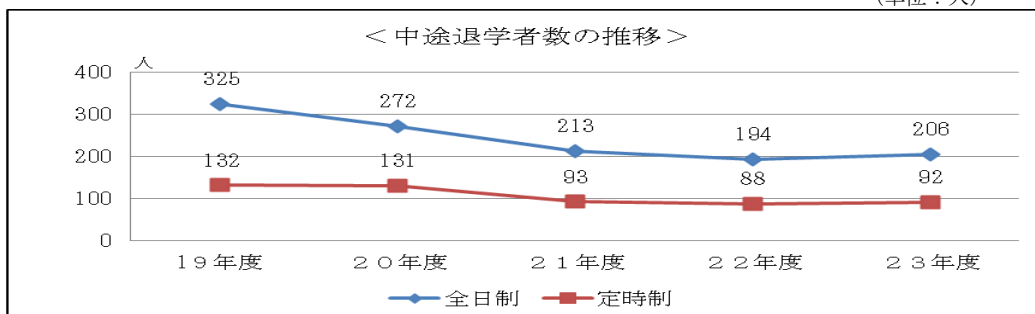
S・A・B 全国を視野に入れた進路決定に必要な基礎学力レベル
 C 進学・就職を問わず進路選択の幅が広がる基礎学力レベル
 D1・D2 卒業後仕事等をする上で支障が出ることが多いレベル
 D3 義務教育段階の学力が十分でないレベル

公立高等学校における中途退学者の状況

高知県公立高等学校における中途退学者数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
全日制	325	272	213	194	206
定時制	132	131	93	88	92
合計	457	403	306	282	298

(単位：人)

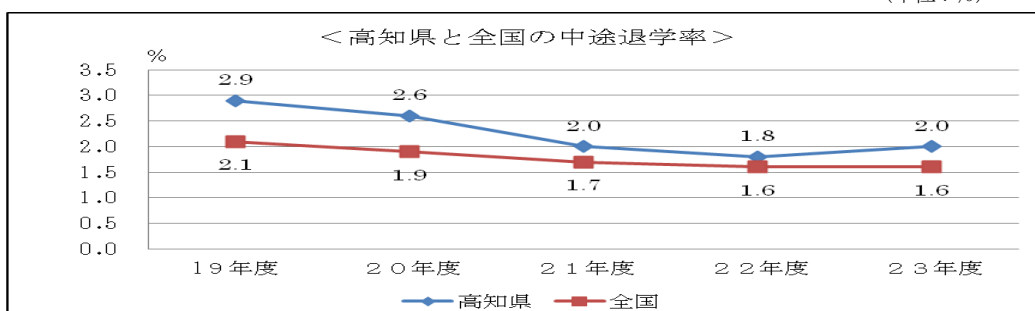


※文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査による。

高知県と全国の中途退学率の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
高知県	2.9	2.6	2.0	1.8	2.0
全国	2.1	1.9	1.7	1.6	1.6

(単位：%)



※文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査による。

津波浸水域の県立高等学校一覧(H24.12.26南海地震対策課配布データ)

補足資料6

H25.12.5

	市町村名	学校名	10mメッシュ 最大クラス(L2)の津波 堤防なしの場合		校舎 構造・階数	避難場所等				
			浸水深 (m)	30cm津波 到達時間(分)		避難場所	標高 (m)	広さ (㎡)	避難距離 (m)	避難時間 (分)
1	安芸市	安芸	5m	57分	非木造 4階建	北校舎3階及び4階			—	—
2		安芸桜ヶ丘	5m	95分	非木造 4階建	安芸市総合運動場(補助グラウンド)	20	13000	500	11.2
3	香南市	城山	4m	39分	非木造 4階建	北舎屋上	23	679	—	—
4	高知市	高知東	2m	190分	非木造 4階建	校舎3・4階			—	—
5		高知南	3m	36分	非木造 5階建	校舎4階及び屋上			—	—
6		高知工業	3m	47分	非木造 4階建	校舎4階、屋上、体育館3階フロア			—	—
7		高知追手前	2m	134分	非木造 4階建	高知城	44.4	2500	1000	15
8		高知丸の内	1m	191分	非木造 4階建	南舎4階			—	—
9		高知小津	1m	243分	非木造 6階建	校舎の4階以上の教室と6階の食堂			—	—
10	土佐市	高知海洋	8m	25分	非木造 5階建	近くの高台	40	400	500	8
11	須崎市	須崎	7m	28分	非木造 4階建	学校の裏山にある避難道を上って、山頂にある須崎市斎場	83	—	300	10
12	宿毛市	宿毛	7m	35分	非木造 4階建	近くの高台(2か所)	40	1000	500	7
13	土佐清水市	清水	12m	11分	非木造 3階建	裏山または近くの高台	43	50	125	10

高等学校教育に係る国の動向について

第2期教育振興基本計画(H25～H29)

(文部科学省HPから)

我が国を取り巻く危機的状況

- 少子化・高齢化の進展 → 社会活力の低下
- グローバル化の進展 → 我が国の国際的な存在感の低下
- 雇用環境の変容 → 失業率、非正規雇用の増加
- 地域社会、家族の変容 → 個々人の孤立化、規範意識の低下
- 格差の再生産・固定化 → 一人一人の意欲減退、社会の不安定化
- 地球規模の課題への対応 → 持続可能な社会の構築

「自立」「協働」「創造」の理念の実現に向けた
生涯学習社会の構築

教育行政の4つの基本的方向性

- 1 **社会を生き抜く力の養成**
～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
「教育成果の保証」に向けた条件整備
- 2 **未来への飛躍を実現する人材の養成**
～文化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験、切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と個性を伸ばす環境の醸成
- 3 **学びのセーフティネットの構築**
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
- 4 **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
学習を通じて多様な人が集い協働するための体制、ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

教育再生実行会議 第4次提言(H25. 10. 31より)

高等学校教育においては、基礎学力を習得させるとともに、生徒の多様性を踏まえた特色化を進めつつ、教育の質の向上を図り、志をもって主体的に学び、社会に貢献する能力を習得させる。

(1) 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成

- ・基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等について高等学校において共通に身に付けるべき目標を明確化。学校は生徒に対し主体的に学習に取り組む力、生涯にわたって学ぶ基礎となる力、社会の一員として参画し貢献する規範意識等の基礎的能力を育成。
- ・生徒が自らの夢や志について主体的に考え、能動的に学び自己を確立していけるようにキャリア教育を充実。 等

(2) 生徒の多様性を踏まえた学校の特色化

- ・生徒の多様性を踏まえた学校の特色化(グローバル・リーダーとなるための国際的素養と総合力を育成する学校、科学技術人材としての素養の育成を目指し、先進的な理数系教育を行う学校、産業構造の変化等に対応した専門的な知識・技能を育成する学校、学び直しへの支援、考える力の育成、学習意欲の喚起を図る学校 等)

(3) 高等学校教育と大学教育の連携の強化

- ・能力・意欲・適性や活動歴を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換(到達度テストの活用や国際バカロレア資格及びその成績の積極的活用 等)
- ・大学レベルの教育機会の提供。特にスーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクール等の高等学校において、高大連携プログラムの導入を推進。

※文部科学省は国際バカロレア認定校を今後5年間で全国で200校に増やす計画を発表。また、スーパーグローバルハイスクール指定校を平成26年度に100校指定予定。

「国際バカロレア」:国際バカロレア機構が学校、政府、国際機関などと協力し、国際理解の精神と厳格な評価の精神に則ったプログラムの開発に取り組み、世界各国の卒業生に国際的に通用する大学入学資格を付与することをねらいとした制度。

「スーパーグローバルハイスクール」:国際化を進める国内外の大学や企業、国際機関等と連携を図り、外国語(特に英語)を使う機会の飛躍的増加、先進的な人文科学、社会科学分野の教育の重点化に取り組む高等学校を指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践や体制整備を行う。